

佐倉市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進のため、佐倉市（以下「市」という。）が実施するインターンシップ（学生が在学中に自らの専攻等に関連した就業体験を行うことをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学、同法第97条に規定する大学院、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法124条に規定する専修学校及び同法134条第1項に規定する各種学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生で、インターンシップを積極的に行おうとする意志を有するものとする。

(受入手続)

第3条 インターンシップを希望する大学等は、市長に対して佐倉市インターンシップ受入依頼書（別記様式第1号）に学生が作成した参加希望書を添えて申請するものとする。

2 インターンシップの受入れは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に行うものとする。

(1) 大学等において、インターンシップ開始前の学習、インターンシップ終了後の評価等のインターンシップを効果的に実施するための措置を講じていること。

(2) インターンシップが市の業務に支障がないこと。

3 市長は、インターンシップの受入れの可否を決定したときは、佐倉市インターンシップ受入承諾（不承諾）通知書（別記様式第2号）により第1項の規定による申請をした大学等に通知するものとする。

4 前項の規定によりインターンシップの受入れを決定した場合は、市は、前項の規定による通知をした大学等とインターンシップに関する協定を締結するものとする。ただし、本協定の施行前に協定を締結していた場合は、この限りでない。

(賃金等)

第4条 市は、インターンシップの受入れを決定した学生（以下「インターンシップ生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(服務)

第5条 インターンシップ生は、市職員としての身分は有さず、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市職員の指示に従い、インターンシップに専念しなければならないこと。
- (2) 市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならないこと。
- (3) 市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならないこと。
- (4) インターンシップの期間中に知り得た秘密を漏らしてはならないこと。インターンシップの期間終了後も、同様とする。
- (5) インターンシップの期間中に知り得た個人情報をインターンシップのため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならないこと。インターンシップの期間終了後も、同様とする。
- (6) 市の指示又は承諾があるときを除き、インターンシップのために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (7) インターンシップの成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(事故の責任等)

第6条 市は、インターンシップ受入先での安全確保に配慮しなければならない。

- 2 大学等は、インターンシップの実施中の事故等に備えて、インターンシップ生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。
- 3 インターンシップの実施中及びインターンシップ生の住居とインターンシップ受入先との間の往復途上における事故に関しては、大学等及びインターンシップ生は、自らの責任において対応しなければならない。

(損害賠償)

第7条 インターンシップ生が故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、大学等及びインターンシップ生は、市又は第三者に対しその損害を賠償しなければならない。

(誓約)

第8条 インターンシップ生は、第5条に規定する事項を遵守するため、インターンシップ開始前に市に対して誓約書を提出しなければならない。

(中止)

第9条 市は、インターンシップ生が第5条の規定に違反する行為を行ったとき、又は疾病等の理由によりインターンシップの継続が困難であると市が判断したときは、インターンシップを中止することができる。この場合において、市は、理由を付してその旨を大学等に通知するものとする。

(証明)

第10条 市は、大学等がインターンシップの内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成30年7月1日決裁30佐企第70号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

佐倉市インターンシップ受入依頼書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

教育機関名

職 名

氏 名

印

佐倉市インターンシップ実施要綱第3条第1項に基づき、次のとおり依頼します。

学生	(ふりがな) 氏名	
	学部、学科等	
	推薦理由 その他特記事項	
評価等	インターンシップ 開始前の学習内容	有 [] ・ 無
	インターンシップ 終了後の評価方法	有 [] ・ 無
	単位認定の有無	有 ・ 無
	備考	
担当者	(ふりがな) 氏名	
	所在地	〒
	電話番号/Eメール	

- 注 1 学生が複数いる場合は、学生ごとに申請書を提出すること。
2 学生が作成した参加希望書（様式任意）を添付すること。

様式第2号（第3条関係）

佐倉市インターンシップ受入承諾（不承諾）通知書

年 月 日

教育機関名
職 名
氏 名

佐倉市長 印

年 月 日付け佐倉市インターンシップ受入依頼書により依頼のあった件について、佐倉市インターンシップ実施要綱第3条第3項に基づき、インターンシップ生の受入れについて以下のとおり決定したので、通知します。

○受入承諾

受入承諾者の氏名		
受入先	所属名	
	管理責任者の 職名及び氏名	職名 氏名
期間		

※インターンシップ生は、インターンシップ開始前に誓約書を提出すること。

○受入不承諾

受入不承諾者の氏名	
-----------	--